

紙、合紙、薄紙及びバルブ（たばこ巻紙、手すり和紙及びセロファンを除く。）

別表第一第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 積み重ねられる貨物

附 則

1 この政令は、昭和二十六年四月八日から施行する。

2 紙の積重ねを禁止する省令（昭和二十六年通商手続令第十號）の許可を受けた者は、当該貨物の積重ねについて、第一條第一項第一号の承認を受けた者とみなす。

3 第八條の第二項の規定は、前項の承認の有効期間に準用する。

増える等の必要があるものとする。

増徴の増徴にふくむ商賣大田の輸出の承認を要する貨物に

理由

十三日

内閣第一六〇号

昭和二十六年六月十五日

施行昭和 年 月 日

公布昭和 年 月 日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

大橋國務大臣 廣川國務大臣 保利國務大臣

池田國務大臣 横尾國務大臣 岡野國務大臣

天野國務大臣 山崎國務大臣 周東國務大臣

黒川國務大臣 田村國務大臣

別紙 外資委員会委員長提出

マーカット声明に依いて採るべき措置について

595

この外資委員会意見
右供覧。

外資委業第六四号

昭和二十六年六月十一日

外資委員会委員長 周東英

内閣総理大臣 吉田 茂 殿



外資委員会は、外資の円滑な導入を図るための措置に関し、外資委員会設置法第三条の規定に基づき、~~左の意見を提出する。~~左の意見を提出する。

マーケット声明に應じて採るべき措置について

マーケット声明に應じ日本政府の声明を發表する際、外資導入に關して左記事項を包含せしめられたい。

一 外資導入に關し日本政府が従來採つて來た政策及び制度、殊に「外国爲替及び外国貿易管理法」の制定により、一定の規範の下に秩序ある渉外經濟活動が行われる基盤を確立し、その基盤の上に「外資に關する法律」に基き導入外資に対し外貨轉換の保障を與えんと

いう制度並びにそのような外資導入に対しては予め外資委員会が厳重な審査をして外資導入に伴う負債超過を來たしたり賢明ならざる外資導入によつて將來元利金等の外貨支拂に窮することなきを期しているその根本方針及び外国投資家の財産が強制収用された場合の補償金の送金を「外資に関する法律」によつて保障する制度等は、講和後も変更しないこと。

二、占領期間中、外国投資家が「外国人の財産取得に関する政令」に基き外資委員会の認可を受けて取得した財産権を講和後に至つて否認若しくは侵害するようなことは、絶対に行わないこと。

三、「外資に関する法律」制定後の経驗に徴し、外資導入に関する制度として不備と思われる点が若干發見されたについては、今後研究を進め、なるべく速かに改善措置を講じて行く所存であること。

經濟安定本部

外資委員会設置法（抄）

第三條 外資委員会は、日本經濟の自立とその健全な發展を図り、國際收支の均衡を維持するため、わが国に対する外国資本の適正な投下を促進することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一六 略

七 わが国に対する外国資本の投下に関する重要政策に関し、内閣總理大臣及び關係行政機關に意見を提出すること。

總理府